

(11) 法第 34 条第 14 号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

イ 公共事業による移転に伴う代替施設

市街化調整区域にある建築物が公共事業の施行により移転又は除去しなければならない場合に、これに代わるものとして、従前と同一の用途、構造及び規模（敷地面積及び延床面積については、原則 1.5 倍以内とする。）で建設されるもの。

なお、対象となる建築物が市街化区域にある場合の取扱いについては、密集市街地等により市街化区域内に適地を確保することが困難である場合、申請者が当該公共事業とは無関係に従前より市街化調整区域内に適当な土地を所有していた場合又は公共事業の施行者が許可権者との調整により適当な土地をあっせんする場合に限り許可するものとする。

ウ 社寺仏閣、納骨堂

市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連したものであって、次の要件を満たすもの。なお、社務所、庫裡については許可対象とするが、宿泊施設は原則として許可対象としない。

(ア) 当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設を対象とすること。

(イ) その他宗教法人の宗教活動上の施設であっても、当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布状況に照らし、当該地域に立地する合理的事情があること。

エ 研究施設

研究対象が市街化調整区域にあるため、その周辺において立地することが必要である施設